

議案第 72 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第2号(ハ)中「7,100円」を「7,300円」に、同号(ニ)中「10,000円」を「10,400円」に、同号(ホ)中「12,900円」を「13,500円」に、同号(ヘ)中「15,800円」を「16,600円」に、同号(ト)中「18,700円」を「19,700円」に、同号(チ)中「21,600円」を「22,800円」に、同号(リ)中「24,400円」を「25,900円」に、同号(ヌ)中「26,200円」を「29,100円」に、同号(ル)中「28,000円」を「32,300円」に、同号(ヲ)中「29,800円」を「35,500円」に、同号(ワ)中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第29条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の70」を「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

行政職給料表

職務の級 号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額							
1	195,800	219,400	247,500	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
2	196,900	221,000	248,900	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	222,600	250,300	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	224,100	251,700	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	225,600	253,100	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	227,200	254,300	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	228,800	255,600	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	230,400	256,900	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	232,000	258,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	233,700	259,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600

11	210,000	235,000	260,500	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	236,300	261,700	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	237,600	262,800	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	238,700	263,900	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	239,800	265,000	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	240,900	266,100	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	242,000	267,000	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	243,300	268,000	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	244,700	269,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	246,100	270,000	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	247,500	271,300	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	248,900	272,600	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	250,300	273,900	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	251,700	275,100	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	253,100	276,300	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	254,300	277,300	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	255,600	278,300	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	256,900	279,300	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	258,100	280,300	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	259,300	281,300	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	260,500	282,200	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	261,700	283,200	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	262,800	284,200	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	263,900	285,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	265,000	286,200	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	266,100	287,200	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	267,000	288,200	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	268,000	289,500	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	269,000	290,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	270,000	292,000	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	271,000	293,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	271,900	294,500	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	272,700	295,700	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	273,600	296,900	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	274,400	297,900	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	275,200	299,100	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	276,000	300,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	276,700	301,600	330,300	377,300	394,700	420,700	

49	254, 100	277, 400	302, 900	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	254, 700	278, 200	303, 900	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	279, 000	304, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	279, 600	305, 900	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	280, 300	307, 000	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	281, 100	308, 200	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	281, 800	309, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	282, 500	310, 500	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	283, 200	311, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	283, 900	312, 900	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	284, 600	314, 200	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	285, 300	315, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	286, 000	316, 700	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	286, 600	318, 000	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	287, 300	319, 300	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	287, 900	320, 600	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	288, 600	321, 900	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	289, 200	323, 100	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	289, 900	324, 400	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	290, 600	325, 500	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	291, 100	326, 400	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	291, 700	327, 700	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	292, 300	329, 000	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	293, 000	330, 300	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	293, 600	331, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	294, 200	332, 700	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	294, 800	333, 900	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	295, 500	335, 100	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	296, 100	336, 400	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	296, 700	337, 400	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	297, 200	338, 500	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	297, 700	339, 600	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	298, 200	340, 300	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	298, 800	341, 200	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	299, 300	341, 900	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	299, 900	342, 700	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	300, 300	343, 500	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	300, 800	343, 900	355, 700					

87	266,500	301,300	344,400	356,100			
88	266,800	301,900	345,100	356,500			
89	267,100	302,400	345,900	356,700			
90	267,400	302,800	346,600	357,100			
91	267,700	303,100	347,300	357,500			
92	268,000	303,400	347,900	357,900			
93	268,300	303,600	348,400	358,100			
94		303,900	349,000	358,400			
95		304,100	349,500	358,800			
96		304,400	350,100	359,100			
97		304,600	350,400	359,400			
98			350,900	359,800			
99			351,200	360,200			
100			351,600	360,600			
101			352,000	361,100			
102				361,500			
103				361,900			
104				362,300			
105				362,800			
106				363,200			
107				363,500			
108				363,800			
109				364,200			

〔備考〕 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

定年前再任用短時間勤務職員給料表

職務の級	基準給料月額
1 級	181,200
2 級	200,300
3 級	227,800
4 級	269,500
5 級	290,100
6 級	305,700
7 級	331,900
8 級	374,800

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項中「100分の2」を「100分の4」に改める。

第21条第2項第2号(ワ)中「片道60キロメートル以上」の右に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

(カ) 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200

円

(ヨ) 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700

円

(タ) 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200

円

(レ) 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700

円

(ゾ) 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200

円

(ツ) 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600

円

(ネ) 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000

円

(ナ) 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第29条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第30条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年加西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000円

2	455,000 円
3	508,000 円
4	574,000 円
5	655,000 円

第8条第4項中「100 分の 125」を「、6月に支給する場合には 100 分の 125、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」に、「100 分の 95」を「、6月に支給する場合には 100 分の 95、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5」に改め、同条第5項中「100 分の 105」を「、6月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」に、「100 分の 87.5」を「、6月に支給する場合には 100 分の 87.5、12 月に支給する場合には 100 分の 90」に改める。

第4条 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「、6月に支給する場合には 100 分の 125、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「、6月に支給する場合には 100 分の 95、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5」を「100 分の 96.25」に改め、同条第5項中「、6月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に、「、6月に支給する場合には 100 分の 87.5、12 月に支給する場合には 100 分の 90」を「100 分の 88.75」に改める。

(加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加西市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

号給	給料月額
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000

12	211, 600
13	213, 100
14	214, 800
15	216, 500
16	218, 200
17	219, 400
18	221, 000
19	222, 600
20	224, 100
21	225, 600
22	227, 200
23	228, 800
24	230, 400
25	232, 000
26	233, 700
27	235, 000
28	236, 300
29	237, 600
30	238, 700
31	239, 800
32	240, 900
33	242, 000
34	242, 900
35	243, 800
36	244, 800
37	245, 800
38	246, 700
39	247, 600
40	248, 400
41	249, 200
42	249, 900
43	250, 500
44	251, 100
45	251, 800
46	252, 400
47	253, 000
48	253, 600
49	254, 100
50	254, 700
51	255, 300
52	255, 800
53	256, 200
54	256, 600
55	256, 900
56	257, 200

57	257, 500
58	257, 800
59	258, 100
60	258, 400
61	258, 700
62	259, 000
63	259, 300
64	259, 600
65	259, 900
66	260, 200
67	260, 500
68	260, 800
69	261, 100
70	261, 400
71	261, 700
72	262, 000
73	262, 300
74	262, 600
75	262, 900
76	263, 200
77	263, 500
78	263, 800
79	264, 100
80	264, 400
81	264, 700
82	265, 000
83	265, 300
84	265, 600
85	265, 900
86	266, 200
87	266, 500
88	266, 800
89	267, 100
90	267, 400
91	267, 700
92	268, 000
93	268, 300
94	279, 600
95	280, 300
96	281, 100
97	281, 800
98	282, 500
99	283, 200
100	283, 900
101	284, 600

102	285, 300
103	286, 000
104	286, 600
105	287, 300
106	287, 900
107	288, 600
108	289, 200
109	289, 900
110	290, 600
111	291, 100
112	291, 700
113	292, 300
114	293, 000
115	293, 600
116	294, 200
117	294, 800
118	295, 500
119	296, 100
120	296, 700
121	297, 200
122	297, 700
123	298, 200
124	298, 800
125	299, 300
126	299, 900
127	300, 300
128	300, 800
129	301, 300
130	301, 900
131	302, 400
132	302, 800
133	303, 100
134	303, 400
135	303, 600
136	303, 900
137	304, 100
138	304, 400
139	304, 600
140	314, 200
141	315, 500
142	316, 700
143	318, 000
144	319, 300
145	320, 600
146	321, 900

147	323, 100
148	324, 400
149	325, 500
150	326, 400
151	327, 700
152	329, 000
153	330, 300
154	331, 400
155	332, 700
156	333, 900
157	335, 100
158	336, 400
159	337, 400
160	338, 500
161	339, 600
162	340, 300
163	341, 200
164	341, 900
165	342, 700
166	343, 500
167	343, 900
168	344, 400
169	345, 100
170	345, 900
171	346, 600
172	347, 300
173	347, 900
174	348, 400
175	349, 000
176	349, 500
177	350, 100
178	350, 400
179	350, 900
180	351, 200
181	351, 600
182	352, 000

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の加西市一般職の任期付職員の採用等に関する

る条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）及び第5条の規定による改正後の加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の一般職給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、報酬が日額又は時給で定められているパートタイム会計年度任用職員にかかる改正後の会計年度任用職員条例の規定に基づく給与と内払との差額にあっては、市長が別に定める方法により相当額を報酬として支給する。

(審議資料)

令和7年人事院勧告に準じ、一般職、任期付職員及び会計年度任用職員の給料及び手当について所要の改正を行うもの。

【概要】

(1) 一般職員の給与の改正（第1条・第2条）

- ・給料表の引き上げ改定（給料の改定率：平均3.34%、令和7年4月に遡及）
- ・通勤手当の引き上げ改定（自動車等の使用距離が10km以上である場合に限る。令和7年4月に遡及）及び使用距離の区分の拡張（令和8年4月から、自動車等の使用距離が60km以上100km未満である場合に、5kmごとに通勤手当の区分を設ける。）
- ・地域手当の引き上げ改定（令和8年4月から、支給割合を2%から4%へ引き上げる。）
- ・期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げる（年間4.6月→4.65月）

職員	6月期	12月期
7年度 期末手当 勤勉手当 計	1.25月	1.275月（現行1.25月）
	1.05月	1.075月（現行1.05月）
	2.3月	2.35月
8年度 期末手当 以降 勤勉手当 計	1.2625月	1.2625月
	1.0625月	1.0625月
	2.325月	2.325月

- ・定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げる（年間2.4月→2.45月）

定年前再任用短時間勤務職員	6月期	12月期
7年度 期末手当 勤勉手当 計	0.7月	0.725月（現行0.7月）
	0.5月	0.525月（現行0.5月）
	1.2月	1.25月
8年度 期末手当 以降 勤勉手当 計	0.7125月	0.7125月
	0.5125月	0.5125月
	1.225月	1.225月

(2) 特定期付職員の給与の改正（第3条・第4条）

- ・給料表の引き上げ改定

- ・期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げる（年間3.65月→3.7月）

職員	6月期	12月期
7年度 期末手当 勤勉手当 計	0.95月	0.975月（現行0.95月）
	0.875月	0.9月（現行0.875月）
	1.825月	1.875月

8年度 以降	期末手当	<u>0.9625月</u>	<u>0.9625月</u>
	勤勉手当	<u>0.8875月</u>	<u>0.8875月</u>
	計	<u>1.85月</u>	<u>1.85月</u>

(3) 会計年度任用職員の給与の改正（第5条）

- ・給料表の引き上げ改定（給料の改定率：平均3.86%、令和7年4月に遡及）
- ・期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げる（年間4.6月→4.65月）